

7 公立香第 172 号
令和 7 年 11 月 10 日

各所属所長 殿

各市町等教育委員会事務主管課長 殿

公立学校共済組合香川支部
支部長 淀谷圭三郎

育児時短勤務手当金における総務省令で定める率に係る端数処理方法の変更等について（通知）

育児時短勤務手当金（以下「手当金」という。）における総務省令で定める率（以下「遁減率」という。）に係る端数処理方法について、所管省庁から取扱いの変更に係る連絡がありましたので通知します。

また、下記の 2 及び 3 のとおり、手当金の取扱いについて加えて詳細をお知らせいたします。

記

1 遁減率の端数処理方法

支給対象月に支払われた報酬が、育児時短勤務を開始した月の標準報酬月額の 90% 以上かつ 100% 未満の場合について、手当金算定における端数処理方法が、制度施行時点（令和 7 年 4 月）に遡って、以下のとおり変更となります。

なお、端数処理方法の変更に伴い、遡って給付額が変更となる対象者はありません。

（変更前）

計算過程で端数処理は行わず、計算結果の小数点第 3 位を四捨五入して、小数点第 2 位までを求める。

（変更後）

計算過程で端数処理は行わず、最終計算結果を % に直したあと、当該数値について、小数点第 3 位を四捨五入して小数点第 2 位までを求める。

2 給与改定（遡及）に伴う差額の取扱い

遡及して給与改定があり、過去の標準報酬や報酬の額に変動があった場合、差額調整によって支給された差額分を除いた報酬の額を「育児時短勤務手当金請求書」並びに「報酬支給額証明書」に記載してください。

（例）給与改定（遡及）に伴い、4 月～11 月分の差額が 12 月に支給された場合

- ・**4～11 月** 手当金は「支給対象月に支払われた報酬の額」によって算定するため、後に給与改定による差額が支給されたとしても手当金の再算定はしません。
- ・**12 月** 4 月～11 月支給分の差額分を除いた額を当月の報酬の額とし、手当金の算定をします。

3 手当金の支給対象月について

当該手当金における支給対象月とは、組合員が2歳に満たない子を養育するために育児時短勤務を開始した日の属する月から当該育児時短勤務を終了した日の属する月までの期間内にある月というだけでなく、その月の初日から末日まで公立学校共済組合の組合員であり、かつ、育児休業手当金又は介護休業手当金の支給を受けることができる休業をしなかった月に限ります。

なお、これによって給付額が変更となる対象者はありません。

公立学校共済組合香川支部
短期給付担当：西尾
TEL（087）832-3792